

議案第 4 6 号

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立
中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立中央スポーツ公園条
例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 5 年 6 月 2 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ及び羽曳野市立中央スポーツ公園の管理
を指定管理者に行わせるため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例及び羽曳野市立
中央スポーツ公園条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

(羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例の一部改正)

第 1 条 羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例(平成 23 年羽曳野市条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条の見出しを「(利用者の範囲)」に改め、同条中「使用」を「利用」に改める。

第 10 条を第 11 条とする。

第 9 条 (見出しを含む。)中「使用料」を「利用料金」に改め、同条を第 10 条とする。

第 8 条中「市長」を「指定管理者」に、「第 6 条第 6 号」を「第 7 条第 6 号」に、「聴く」を「聴くよう市長に求める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第 7 条第 6 号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第 8 条を第 9 条とする。

第 7 条の見出しを「(利用の承認の取消し等)」に改め、同条第 1 項中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第 2 号中「使用申請」を「利用の承認申請」に改め、同項第 4 号中「使用」を「利用」に改め、同項第 5 号中「市長が」を削り、同条第 2 項を次のように改める。

2 指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。

第 6 条の見出しを「(利用の承認の制限)」に改め、同条中「市長は」を「指定管理者は」に、「使用を許可しない」を「利用を承認してはならない」に改め、同条第 2 号及び第 3 号中「使用」を「利用」に改め、同条第 7 号中「、市長が」を削り、同条を第 7 条とする。

第 5 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「市長の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条を第 6 条とし、第 4 条の次に次の 1 条

を加える。

(指定管理者による管理)

第 5 条 市長は、プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

(1) プラザの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務

(2) プラザの維持及び補修に関する業務

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務

(羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部改正)

第 2 条 羽曳野市立中央スポーツ公園条例(平成 28 年羽曳野市条例第 25 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を削る。

第 5 条中「委員会」を「指定管理者」に、「第 3 条第 5 号」を「第 4 条第 3 号」に、「聴く」を「聴くよう市長に求める」に改め、同条に次の 1 項を加える。

2 市長は、前項の規定による求めがあったときは、第 4 条第 3 号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。

第 5 条を第 6 条とする。

第 4 条の見出しを「(利用承認の取消し等)」に改め、同条第 1 項中「委員会は」を「指定管理者は」に、「使用の許可」を「利用の承認」に、「使用を」を「利用を」に改め、同項第 1 号中「使用申請」を「利用の承認申請」に改め、同項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、同項第 5 号中「使用」を「利用」に改め、同号を同項第 4 号とし、同項第 6 号中「委員会」を「指定管理者」に改め、同号を同項第 5 号とし、同条第 2 項中「委員会」を「指定管理者」に、「使用条件の変更又は許可の取消し」を「利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 5 条とする。

第 3 条の見出しを「(利用承認の制限)」に改め、同条中「委員会は」を「指定管理者は」に、「使用を許可しない」を「利用を承認してはならない」に改め、第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、同条第 6 号中「前各号」を「前 3 号」に改め、「、委員会が」を削り、同号を同条第 4 号とし、同条を第 4 条とする。

第 2 条の見出しを「(利用の承認)」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)の許可」を「指定管理者の承認」に改め、同条を第 3 条とし、第 1 条の次に次の 1 条を加える。

(指定管理者による管理)

第 2 条 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、スポーツ公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成 17 年羽曳野市条例第 30 号)第 2 条第 2 号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。

- (1) スポーツ公園の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務
- (2) スポーツ公園の維持及び補修に関する業務
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務

第 7 条を次のように改める。

(利用料金)

第 7 条 市長は、指定管理者にスポーツ公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、スポーツ公園を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。

3 利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。

4 前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。

5 市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。

6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。

7 指定管理者が既に収受した利用料金は、還付することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

第 8 条を削り、第 9 条を第 8 条とする。

別表中「第 6 条関係」を「第 7 条関係」に改め、同表備考中「使用」を「利用」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例の一部改正に伴う経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後の羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザの使用について、改正前の羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例第 5 条の規定によりなされた許可は、改正後の羽曳野市立緑と市民の協働ふれあいプラザ条例第 6 条の規定によりなされた承認とみなす。

(羽曳野市立中央スポーツ公園条例の一部改正に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日以後の羽曳野市立中央スポーツ公園の使用について、改正前の羽曳野市立中央スポーツ公園条例第 2 条の規定によりなされた許可は、改正後の羽曳野市立中央スポーツ公園条例第 3 条の規定によりなされた承認とみなす。

新	旧
<u>(利用者の範囲)</u> 第4条 プラザの施設を<u>利用</u>することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(指定管理者による管理)</u> 第5条 市長は、<u>プラザの管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)</u>に行わせることができる。 (1) <u>プラザの利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</u> (2) <u>プラザの維持及び補修に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める業務</u> <u>(利用の承認)</u> 第6条 プラザを<u>利用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>指定管理者の承認</u>を受けなければならない。 <u>(利用の承認の制限)</u> 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、プラザの利用を承認してはならない。</u> (1) 省略 (2) 政治活動又は宗教活動を目的として<u>利用</u>すると認められるとき。 (3) 営利を目的として<u>利用</u>すると認められるとき。 (4)～(6) 省略 (7) 前各号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があると認めるとき。 <u>(利用の承認の取消し等)</u> 第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、プラザの利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</u> (1) 省略 (2) プラザの<u>利用の承認申請</u>に偽りがあったとき。 (3) 省略	<u>(使用者の範囲)</u> 第4条 プラザの施設を<u>使用</u>することができる者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1)～(4) 省略 <u>(使用の許可)</u> 第5条 プラザを<u>使用</u>しようとする者は、あらかじめ<u>市長の許可</u>を受けなければならない。 <u>(使用の許可の制限)</u> 第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長は、プラザの使用を許可しない。</u> (1) 省略 (2) 政治活動又は宗教活動を目的として<u>使用</u>すると認められるとき。 (3) 営利を目的として<u>使用</u>すると認められるとき。 (4)～(6) 省略 (7) 前各号に掲げるもののほか、プラザの管理上支障があると、<u>市長が認めるとき。</u> <u>(使用の許可の取消し等)</u> 第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>市長は、プラザの使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</u> (1) 省略 (2) プラザの<u>使用申請</u>に偽りがあったとき。 (3) 省略

(4) 災害その他事故によりプラザの<u>利用</u>ができなくなったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、管理上やむを得ない事由があると認めるとき。 2 <u>指定管理者は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、利用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u> (意見の聴取) 第9条 指定管理者は、必要があると認めるときは、<u>第7条第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。</u> 2 <u>市長は、前項の規定による求めがあったときは、第7条第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> (利用料金) 第10条 プラザの<u>利用料金</u>は、無料とする。 第11条 省略 以下省略	(4) 災害その他事故によりプラザの<u>使用</u>ができなくなったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>市長が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。</u> 2 <u>市長は、前項の規定を適用した場合において、使用者に損害が生じても、その責めを負わない。</u> (意見の聴取) 第8条 市長は、必要があると認めるときは、<u>第6条第6号に該当する事由の有無について、所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</u> (使用料) 第9条 プラザの<u>使用料</u>は、無料とする。 第10条 省略 以下省略
---	--

羽曳野市立中央スポーツ公園条例 新旧対照表

新	旧
<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第2条</u> 羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)は、スポーツ公園の管理に関する業務のうち、次に掲げるものを指定管理者(羽曳野市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年羽曳野市条例第30号)第2条第2号に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)に行わせることができる。 (1) <u>スポーツ公園の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務</u> (2) <u>スポーツ公園の維持及び補修に関する業務</u> (3) <u>前2号に掲げるもののほか、委員会が特に必要と認める業務</u> <u>(利用の承認)</u> <u>第3条</u> スポーツ公園を利用しようとするものは、あらかじめ<u>指定管理者の承認</u>を受けなければならない。 <u>(利用承認の制限)</u> <u>第4条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、スポーツ公園の利用を承認してはならない。</u> (1)・(2) 省略 (3) 省略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、スポーツ公園の管理上支障があると認めるとき。</u> <u>(利用承認の取消し等)</u> <u>第5条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>指定管理者は、スポーツ公園の利用の承認を取り消し、その利用を制限し、又は停止することができる。</u> (1) <u>スポーツ公園の利用の承認申請に偽りがあったとき。</u> (2) 省略	<u>(使用の許可)</u> <u>第2条</u> スポーツ公園を使用しようとするものは、あらかじめ<u>羽曳野市教育委員会(以下「委員会」という。)</u>の<u>許可</u>を受けなければならない。 <u>(使用許可の制限)</u> <u>第3条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>委員会は、スポーツ公園の使用を許可しない。</u> (1)・(2) 省略 (3) <u>営利を目的として使用すると認められるとき。</u> (4) <u>使用目的以外の目的に使用のおそれがあると認められるとき。</u> (5) 省略 (6) <u>前各号に掲げるもののほか、スポーツ公園の管理上支障があると、委員会が認めるとき。</u> <u>(使用許可の取消し等)</u> <u>第4条</u> 次の各号のいずれかに該当するときは、<u>委員会は、スポーツ公園の使用の許可を取り消し、その使用を制限し、又は停止することができる。</u> (1) <u>スポーツ公園の使用申請に偽りがあったとき。</u> (2) 省略 (3) <u>委員会が公益上必要があると認めるとき。</u>

(3) 省略 (4) 災害その他事故によりスポーツ公園の<u>利用</u>ができなくなったとき。 (5) 前各号に掲げるもののほか、<u>指定管理者</u>が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。 2 <u>指定管理者</u>は、前項の規定による利用の承認の取消し、利用の制限又は利用の停止によって、<u>利用者</u>に損害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取) <u>第6条</u> <u>指定管理者</u>は、必要があると認めるときは、<u>第4条第3号</u>に該当する事由の有無について、<u>所轄の警察署長の意見を聴くよう市長に求めるものとする。</u> 2 <u>市長</u>は、前項の規定による求めがあったときは、<u>第4条第3号</u>に該当する事由の有無について、<u>所轄の警察署長の意見を聴くことができる。</u> (利用料金) <u>第7条</u> <u>市長</u>は、<u>指定管理者</u>にスポーツ公園の利用に係る料金(以下「<u>利用料金</u>」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。 2 <u>前項の規定により利用料金を指定管理者に収受させる場合においては、スポーツ公園を利用しようとする者は、当該指定管理者に利用料金を支払わなければならない。</u> 3 <u>利用料金の額は、指定管理者が別表に掲げる金額の範囲内で定めるものとする。</u> 4 <u>前項の場合において、指定管理者は、あらかじめ利用料金の額について市長の承認を受けなければならない。その額を変更するときも、同様とする。</u> 5 <u>市長は、前項の承認をしたときは、その旨を公示しなければならない。</u> 6 <u>指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減額し、又は免除することができる。</u> 7 <u>指定管理者が既に収受した利用料金は、還付</u>	(4) 省略 (5) 災害その他事故によりスポーツ公園の<u>使用</u>ができなくなったとき。 (6) 前各号に掲げるもののほか、<u>委員会</u>が管理上やむを得ない事由があると認めるとき。 2 <u>委員会</u>は、前項の規定による使用条件の変更又は許可の取消しによって、<u>使用者</u>に損害が生じても、その責めを負わない。 (意見の聴取) <u>第5条</u> <u>委員会</u>は、必要があると認めるときは、<u>第3条第5号</u>に該当する事由の有無について、<u>所轄の警察署長の意見を聴くものとする。</u> (使用料) <u>第6条</u> <u>スポーツ公園を使用しようとするものは、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</u> (使用料の減免) <u>第7条</u> <u>市長</u>は、特別な理由があると認めるときは、<u>使用料を減額し、又は免除することができる。</u>
---	---

<u>することができない。ただし、指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。</u> <u>第8条</u> 省略 附 則 省略 別表(<u>第7条関係</u>) 表 省略 備考 1 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が<u>利用</u>(プールの使用を除く。)をする場合は、料金の2倍の額とする。 2・3 省略 4 障害者の介護をする者(障害者1人につき1人に限る。)がプールを<u>利用</u>する場合は、料金の半額とする。	<u>(使用料の還付)</u> <u>第8条</u> 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、<u>その全部又は一部を還付することができる。</u> <u>第9条</u> 省略 附 則 省略 別表(<u>第6条関係</u>) 表 省略 備考 1 本市の区域内に在住、在勤又は在学をする者以外の者が<u>使用</u>(プールの使用を除く。)をする場合は、料金の2倍の額とする。 2・3 省略 4 障害者の介護をする者(障害者1人につき1人に限る。)がプールを<u>使用</u>する場合は、料金の半額とする。
--	---